様式第11号（第11条関係）

表

|  |
| --- |
| 立入検査証職　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　上記の者は、公園内の公園施設、占用物件又は使用場所に立入検査等の事務に従事する職員である。交付年月日　　　　　　年　　月　　日有効年月日　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで丸亀市長　　　　　　　　　 |

裏

|  |
| --- |
| 丸亀市公園条例抜粋（立入検査）第13条　市長は、公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可事項その他必要と認める事項について使用者から報告を求め、又は職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができる。２　前項に規定する職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。 |

（注）以上の様式において教育委員会において使用するものは、「丸亀市長」とあるのは「丸亀市教育委員会」とする。